



滋 県 活 生 第 6 6 号  
平成 27 年(2015 年)2 月 6 日

滋賀県消費生活審議会  
会長 高 崙 英 弘 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県消費者基本計画の改定について（諮問）

滋賀県消費生活条例（昭和 50 年滋賀県条例第 43 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、滋賀県消費者基本計画の改定に当たって、貴審議会の意見を求めます。

（諮問の趣旨）

本県においては、消費生活の安全と向上を図るため、平成 17 年度に滋賀県消費生活条例を改正し、平成 18 年度に「滋賀県消費者基本計画」を策定しました。また、同計画については平成 23 年度に改定し、必要な施策を総合的かつ計画的に進めています。

現計画改定以降、高齢者を狙った悪質商法による消費者被害の深刻化、インターネット、スマートフォン等の急速な普及により、その利用に伴うトラブルの急増、食品表示等の不正事案の多発など、消費者の安全・安心を巡る状況は大きく変化しており、被害を未然に防止するための教育・啓発活動、被害を早期に解決するための相談体制の強化がいつそう強く求められています。

こうした中、国においては、平成 24 年に訪問買取等を規制するための「特定商取引法」の一部改正や、消費者教育の総合的・一体的な推進等を目的とする「消費者教育推進法」が制定されました。

さらに平成 26 年 6 月には、食品表示の不正事案の多発に対応するため「景品表示法」が改正され、行政の監視体制が強化されたほか、高齢者等の消費者被害の深刻化を受け、消費生活相談体制の充実や、地域での見守りネットワークづくりの促進等を目的に「消費者安全法」の改正が行われ、消費者行政の体制整備が図られようとしています。

現計画は、平成 27 年度を終期としていることから、このような関係法令の制定や改正、また、消費者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県が平成 28 年度からの新たな計画を策定するため、意見を求めるものです。